

# 子ども・子育て支援新制度に関するQ&A

2012.9



Q. 新制度によって何が変わりますか？新制度によって何がよくなるのでしょうか？

A 新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものです。

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化することなどにより、認定こども園制度における二重行政の解消を行い、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を創設することにより、財政措置の充実を行います。また、自治体の裁量によって需要があるのに認可しないということがないように、一定の基準を満たせば認可する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量を増やし、待機児童問題の解消を目指します。

Q. 新制度になると、学校教育の質も、保育の質も、低下するのではないのでしょうか。

A 学校教育・保育の質を低下させることはしません（今の基準は維持し、職員配置基準等について引き上げを検討します。）

質を確保するために、認可基準を満たして認可を受けた施設・事業者のみが、市町村の確認を受けることで公費を受けられる仕組みとし、きちんとした施設や事業であることを、行政がしっかりチェックします。

また、保護者もチェックできるよう、情報を開示していく仕組みを作ります。

Q. そもそも新制度にせず、現在の仕組みのままでも公費負担を増やせば待機児童問題は解消できるのではないのでしょうか。

A 現在の認可制度は、認可権者に広範な裁量権があるため、基準を満たす施設であっても認可されないことがあります。新制度では、需要があるのに認可しないということがないように、認可基準や欠格事由を明示し、これらを満たす場合は原則として認可するものとして、認可制度の透明化を行うことで、保育所等が大都市部での保育需要の増大に機動的に対応できるようにします。

また、小規模保育などの多様な保育も市町村が認可する事業とし、財政支援を拡充（地域型保育給付を創設）します。その上で、市町村が潜在ニーズも含めた需要を確実に把握し、それに対応した学校教育・保育の計画的整備に取り組むなど、速やかに待機児童を解消できる仕組みにすることにしています。

Q. 新制度は、待機児童問題の解消が目的と聞きます。それならば、大都市部だけ導入すればいいのではないのでしょうか。

A 新制度では、都市部の待機児童問題に対応するとともに、人口減少が見込まれる地域において、幼児期の学校教育・保育の基盤を維持することも目指しています。  
そのため、すべての市町村に計画を策定してもらい、地域の実情に応じた学校教育・保育の整備を行うとともに、小規模な保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援を行っていきます。

Q. 新制度では、子どもの健全な育成にとって必要な「最低基準」が自治体任せとなり、保育士の配置や部屋の面積などが今の認可基準よりも低い水準に設定され、資格を持つ保育士が減ったり、子どもの詰め込みが生じたりするのではないのでしょうか？

A 新制度では、市町村がニーズを踏まえ、地域の実情に応じた給付・事業を組み合わせ、計画的に提供していく仕組みを検討しています。  
もちろん、学校教育・保育の質の確保は、子どもが育つ環境を保障していく上で重要であり、人員配置や面積などについては、子どもが健やかに成長するために必要とされる全国的な水準（ナショナルミニマム）を担保するため国が基礎となる基準を作りますので、今よりも低い基準に設定されることはありません。

Q. 新制度では、児童福祉法第24条の市町村が保育を実施する義務はどうなりますか。市町村の責任が後退することはないのでしょうか。

A 児童福祉法第24条第1項に規定する保育所での保育に関しては、新制度の下でも、引き続き、現在の制度と同様に市町村が保育の実施義務を担います。  
民間保育所に関しては、現在と同様、保護者が市町村と契約し、費用は市町村から委託費として支払われ、保育料の徴収も市町村が行うこととなります。  
また、市町村は認定こども園や小規模保育などについても、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないなど、市町村の責任が後退することはなく、保護者が安心して保育を利用できる仕組みとなります。

Q. どのような働き方の親の子どもでも、子どもの健やかな成長に必要な学校教育が受けられるのでしょうか。

A 従来から、保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性の確保を進めてきており、3歳以上の子どもに関する教育内容は、既に相当程度、共通のものになってきています。新制度では、保育所でも、一定の要件を満たすことにより、幼保連携型認定こども園の認可を受けて、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持つことができますので、今後、保育所等から幼保連携型認定こども園への移行を促進し、より多くの保育所が学校教育としての位置付けの下で教育を行うことが出来るよう努め、どのような働き方の親の子どもについても、学校教育が受けられる環境を目指していきます。

Q. 新制度では、保育の必要性を客観的に認定する仕組みを導入していますが、今の制度と何が違いますか。

A これまでは「保育に欠ける」判定と、保育所への入所の可否の決定を同時に行う仕組みでした。

新制度では、保育所への入所判定から独立した手続きとして、教育・保育を受けたいすべての保護者の申請に基づいて、市町村が、子ども1人1人について、保育の必要性の認定を、客観的基準に基づいて行うこととなります。

認定を受けることで、保育の必要性の有無、保育の必要量など、子どもの状況に応じた認定内容が記載された認定証が交付されるため、原則として、保護者の方が、その認定証を持って、ニーズに応じた施設等の利用を申し込むこととなります。

Q. 待機児童が多い中で、今は市町村との契約となっている仕組みを、事業者と利用者との直接契約としたら、園が決まるまでいくつも申込みをしたり、今よりもっと大変になるのではないのでしょうか。また、立場の弱い子供にしわ寄せが生じるのではないのでしょうか。

A 認定こども園をはじめ、家庭的保育、小規模保育といった多様な保育など、保育のメニューや量を増やします。保育を利用するときには、市町村が広く情報提供し、相談に対応するなど、きちんと支援します。

また、すべての市町村で、園をいくつも回らなくてもいいよう、市町村が、これまでと同様に調整を行う仕組みを設けます。

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもについては、保育の必要性の認定を行う際に「優先利用」の認定を行い、優先的に施設と契約を結んでいただけるようにします。

「優先利用」の認定を受けた子どもや障害児等の特別な支援が必要な子どもについては、市町村が利用可能な施設・事業者のあっせん、利用の要請を行います。

Q. 新制度では、利用者負担が定率・応益負担となり、負担が増えませんか。また、保育の必要量を認定する仕組みになるそうですが、短時間利用、長時間利用などが設けられると、細切れ保育となって、保護者の負担増や低所得者の排除につながるのではないのでしょうか。

A 新制度の利用者負担については、①現行制度の水準を基本として、②所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定額・応能の負担を設定することを基本としていますので、定率・応益負担にはなりません。

また、利用時間の区分も細切れではなく長時間・短時間の括りなものとし、延長保育事業も従来と同様に実施されることとなります。

Q. 新制度では、株式会社の参入を促進して、福祉である保育を産業化しようとしているのではないのでしょうか。また、株式会社の参入により、保育の質が低下するのではないのでしょうか。

A 新制度でも、保育について、児童福祉としての位置付けをきちんと残します。

現在も株式会社による認可保育所の経営は可能ですが、新制度では、社会福祉法人と学校法人以外の者には、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めます。

また、施設の職員の常勤・非常勤、経験年数などの情報開示を徹底し、保護者の皆さんにとっても、どのように施設が運営されているのか、見える仕組みにします。

なお、教育・保育に関する給付額は公定価格によって決められ、保護者負担の額も国が定める基準を踏まえ、各市町村が定めるので、価格競争による質の切り下げは発生しない仕組みとなっています。さらに、事業計画において定めた需要見込み量を超える場合、保育所の設置認可を行わないことにより、需給調整をすることが可能な仕組みとなっており、過当競争は生じません。

Q. 幼稚園はこれまで、各園の建学の精神を生かした多様な教育を行ってきていましたが、幼保一体化によって各園の特色はなくなってしまうのでしょうか。

A 新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものですが、教育内容についての創意工夫を妨げるものではありません。むしろ、長年培ってきたノウハウを活かしていただくことが重要と考えています。

Q. 厳しい労働環境にある現場の教員・保育者等の処遇改善や、最低基準の改善は図られるのでしょうか。

A 認定こども園等でより良い学校教育・保育を行うためには、職員配置基準の改善や教員・保育者等を確保することなどが重要であり、質の向上について、恒久的な財源とあわせてしっかりと仕組みを検討していきます。

Q. 必要な財源はどうやって確保するのでしょうか。

A 先般、国会で法案が成立した社会保障・税一体改革において、医療・介護や年金とともに、子ども・子育てには必要な経費と位置づけられており、今回の消費税率引き上げにより0.7兆円の財源を確保することとしています。今回の消費税率引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源を確保できるよう、政府として最大限努力します。